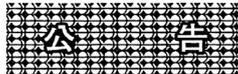


ければ条例第23条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更しようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

人事委員会事務局



公告

令和7年8月18日、駒ヶ根市大田切土地改良区の定款変更を認可しました。

令和7年9月25日

長野県上伊那地域振興局長 池上安雄

農地整備課

公告

東御市所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和7年9月25日

長野県上田地域振興局長 合津俊雄

理事

新任

氏名 住所
中澤小百合 東御市滋野乙2262番地6

退任

氏名 住所
柳沢涼子 東御市祢津357番地2

農地整備課

公告

駒ヶ根市大田切土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

令和7年9月25日

長野県上伊那地域振興局長 池上安雄

理事

退任

氏名 住所
新井義彦 駒ヶ根市赤穂13132番地1

農地整備課

公告

長野県伊那西部土地改良区連合の役員について、次のように就退任の届出がありました。

令和7年9月25日

長野県上伊那地域振興局長 池上安雄

理事

新任

氏名 住所
白鳥政徳 上伊那郡箕輪町大字福与1804番地1

藤城栄文 上伊那郡南箕輪村9893番地3
 武居保男 上伊那郡辰野町大字伊那富3923番地
 網野郁夫 伊那市西春近91番地1
 酒井勝美 伊那市西春近8512番地
 原文嗣 伊那市西箕輪5086番地1
 泉澤妙子 上伊那郡箕輪町大字中箕輪3213番地1
 小池悟 上伊那郡南箕輪村9669番地1
 唐木義秋 上伊那郡南箕輪村5351番地1
 飯塚宣文 上伊那郡辰野町大字伊那富9345番地5

重任

氏名	住所
----	----

坪木利夫 伊那市西春近91番地1
 内山孝一 上伊那郡箕輪町大字中箕輪13115番地
 林智広 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4761番地1

退任

氏名	住所
----	----

赤沼利光 伊那市西箕輪1640番地
 清水満 伊那市ますみヶ丘798番地7
 鈴木清治 伊那市西箕輪3022番地
 白鳥政徳 上伊那郡箕輪町大字福与1804番地1
 藤城栄文 上伊那郡南箕輪村9893番地3
 木下尊英 上伊那郡南箕輪村956番地1
 宮澤光良 上伊那郡辰野町大字伊那富7877番地

監事

新任

氏名	住所
----	----

浦野紀和 伊那市西春近8121番地
 唐澤英樹 上伊那郡南箕輪村2760番地

重任

氏名	住所
----	----

林明男 上伊那郡箕輪町大字中箕輪4773番地
 小松由和 伊那市富県4920番地2

退任

氏名	住所
----	----

鈴木恭一郎 伊那市西箕輪3003番地
 唐澤喜廣 上伊那郡南箕輪村2545番地1

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年9月25日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則 夫

- 許可番号
令和7年6月5日 長野県松本建設事務所指令7松建第69-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市堀金三田3454、3455、3456、4042-8、4042-9
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県恵那市長島町中野1269-2
協和ダンボール株式会社 代表取締役 高木 良直

都市・まちづくり課

公告

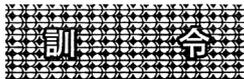
次のとおり落札者を決定しました。

令和7年9月25日

長野県工科短期大学校長 半田 志郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
CAD/CAMシステム 一式
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地
(1) 名称 長野県工科短期大学校
(2) 所在地 上田市下之郷813-8
- 落札者を決定した日
令和7年8月25日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 JA三井リース株式会社長野支店
(2) 所在地 長野市南千歳1-12-7 新正和ビル
- 落札金額
1か月当たりの賃借額 1,745,766円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
令和7年7月3日

産業人材育成課



長野県訓令第13号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和7年10月1日から施行します。

令和7年9月25日

長野県知事 阿部 守一

第31条の4第1項中「承認を請求」を「承認の請求、同法第19条第2項の規定による申出又は同条第3項の規定による変更を」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第3項中「された」を「された地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改める。

様式第13号の6を次のとおり改める。